

「ごめんね」

ひと
「やさしい人にひろってもらえるさ」

「しかたないよ」

かぞく こいぬ お
そう言って家族は子犬を置きざりにしました。



はんざい
これは犯罪です。

さいご せきにん
最後まで責任をもって

しいく
飼育するか、

あたらし かぞく
新しい家族を

さが
探してください。



動物を捨てることは**犯罪**です

愛護動物※を遺棄虐待した場合は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
殺傷した場合には5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金に処せられます。

※ 愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひるのほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものをいいます。